

有明海自動車航送船組合監査委員公告第2号

令和7年10月1日付7有航監第13号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 小原 雅之  
同 下田 芳之

8有航第31号  
令和8年3月10日

有明海自動車航送船組合

監査委員 小原 雅之 様  
監査委員 下田 芳之 様

有明海自動車航送船組合  
管理者 栗林 堅一郎

財政援助団体等監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年10月1日付7有航監第13号で提出された監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和7年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管：有明海自動車航送船組合		
【有明フェリー振興株式会社】		
意見（団体）	1 社員の高年齢化について 社員（事務職）の高年齢化という課題を抱えていることから、その解消や業務ノウハウの継承を見据え、現状を踏まえた中長期的な雇用方針を検討する必要がある。	令和7年11月に1名を採用し、令和8年4月からの正社員化を目指し研修を行っている。また、将来的に現場からの登用や新規採用等で総務部門に2名の人材の確保を行い業務継承を行えるよう雇用に努めている。
	2 社員の出勤退勤の管理について 社員の出勤退勤の管理について、法令等に基づき適切に行う必要がある。	令和7年10月からパソコン及び紙媒体にて勤務時間の管理を行っている。